

## 高度専門人材U・Iターン促進事業補助金交付要領

### (通則)

第1条 高度専門人材U・Iターン促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福井県補助金等交付規則（昭和46年福井県規則第20号）（以下「交付規則」という。）ならびに福井県労働政策課所管補助金等交付要綱（以下、「交付要綱」という。）およびこの交付要領で定めるところによる。

### (目的)

第2条 県内企業が、新分野進出や新製品の開発等の事業を実施するため、その中核となる人材をU・Iターンにより新規雇用した場合の人件費を補助することにより、若者に魅力ある産業と良質で安定的な雇用を創出する。

### (補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のすべてを満たすものとする。ただし、補助金の支給対象となる事業について、同一年度内に国または他の地方公共団体等が所管する同様の目的の補助金等を受給した場合または受給する見込みのある場合は補助対象者としない。

- (1) 福井県内に本社機能を有する事業者であること。
- (2) 日本標準産業分類中分類に定める以下の対象業種を営む事業者であること。

繊維工業、木材・木製品製造業(家具を除く)、化学工業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他の製造業、通信業、情報サービス業、インターネット付随サービス業

- (3) 勤務時間（超過勤務含む）、休日、給与等の労働環境の改善に関して、積極的な取り組みを進めていると認められる事業者であること。
- (4) 雇用保険適用事業所の事業者であること。
- (5) 厚生労働省および本県が実施している雇用関係助成金について、不正受給をしてから本補助金の交付申請を行う日の前日まで3年を経過していない事業者でないこと。また、補助金の交付申請を行った日から補助金の交付までの間、不正受給を

した事業者でないこと。

- (6) 労働保険料を滞納している事業者でないこと。
- (7) 交付申請を行う日の前日から過去1年間、労働関係法令の違反を行っていない事業者であること。
- (8) 福井県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中に該当しないこと。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われていないこと。
- (10) 宗教団体や政治活動を主たる目的とする法人もしくは暴力団または暴力団員の統制下にある法人でないこと。
- (11) 県税の全税目に滞納がないこと。

#### （補助対象事業）

第4条 対象となる事業は、新分野進出や新製品の開発等の中核となる「高度専門人材」を県外から新たに確保し、正社員として雇用する事業とする。なお、ここでいう「高度専門人材」とは、以下の各号のすべてを満たすものとする。

- (1) 研究開発、製品開発等に関する高度な専門知識や技術を有する者であり、以下の(ア)～(ウ)のいずれかを満たしていること。
  - (ア) 国内外の大学院や研究機関等において、企業の新分野進出、新製品開発等に資する研究実績を有すること
  - (イ) 企業の新分野進出、新製品開発等に関する中核的な立場での業務経験が通算して3年以上有すること
  - (ウ) 上記(ア)、(イ)と同等の実績、経験を有すると認められる者であること
- (2) 補助対象期間終了までに生活の本拠を福井県内に移す者であること

#### （補助対象経費等）

第5条 補助対象経費、補助率、補助限度額および補助期間は別表に定めるとおりとする。  
なお、補助対象経費は、本事業以外の事業に係る経費と明確に区分できるものとする。

2 補助対象となる新規正社員雇用は次の各号のすべてを満たすものとする。

- (1) 正社員として、原則1年以上雇用される見込みであること

- (2) 福井県内の事業所において業務に従事する者であること
- (3) 交付申請を行う日の前日から過去3年間に雇用関係、出向、派遣または請負により就労したことがある者を再び雇い入れるものではないこと
- (4) 資本関係を有する事業者で雇用されている者を雇い入れるものではないこと
- (5) 福井県内に主たる事業所を有する事業者で雇用されている者を雇い入れるものではないこと

(事業計画認定申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、事業計画認定申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者概要
- (2) 事業実施計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 誓約書
- (5) その他知事が特に必要と認める書類

(認定申請時期)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、前条に定める事業計画認定申請書を、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(事業計画の認定)

第8条 知事は、前条の事業計画認定申請書を受理したときは、その内容を審査し、審査結果について、申請結果通知書により、申請者に通知する。

(交付申請)

第9条 前条の事業計画の認定を受け、補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第2号)に、次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 県税に滞納がないことを証明事項とする納税証明書または納税状況の確認に関する同意書および地方消費税の納税証明書
- (4) その他知事が特に必要と認める書類

(交付決定)

第10条 知事は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、補助金の交付の適否を決定し、その旨を交付決定通知書により申請者に通知する。

(内容変更の承認)

第11条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容または経費の配分を変更するときは、あらかじめ交付変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次に定める軽微な変更についてはこの限りではない。

- (1) 補助事業経費の総額20パーセント以内の金額の変更
- (2) 補助の目的に影響を及ぼさない範囲で補助事業の内容を変更する場合

(事業の中止)

第12条 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ中止承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遂行状況報告)

第13条 補助事業者は、補助事業の遂行および収支の状況について、知事から要求があったときには、速やかに事業遂行状況報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して1か月を経過した日または補助金の交付決定に係る県の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助期間終了後の処遇を証明する書類の写し（雇用契約書等）
- (4) 補助対象経費の支払いが確認できる書類（新規雇用者の賃金台帳の写し等）
- (5) 新規雇用者の出勤簿（実際の出勤日・勤務時間が分かるもの）の写し
- (6) その他知事が特に必要と認める書類

(是正命令等)

第15条 知事は、前条の規定に基づく実績報告の内容を審査し、補助事業の実施結果が交付決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該事業内容等に適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に命じることができる。

2 補助事業者は、前項の措置が完了したときは、前条の規定に準じる実績報告を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第16条 知事は、第14条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認められるときは、補助金の額を確定して補助事業者に通知する。

(補助金の交付)

第17条 知事は、前条による補助金の額を確定した後に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付請求)

第18条 第16条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに補助金交付請求書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は請求書の受理後30日以内に補助金を支払うものとする。

(補助金の概算払)

第19条 知事は、第17条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めるときは、補助金の一部または全部を概算払することができる。

2 補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

3 知事は請求書の受理後30日以内に補助金を支払うものとする。

(補助金の返還等)

第20条 知事は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けようとし、または受けたことが明らかになったとき。

(2) この要領の規定または補助金交付決定の内容に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が補助金の交付を不相当と認めるとき。

- 2 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて補助事業者はその返還を命ずるものとする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により補助金の返還を求められたときは、当該補助金の交付日から知事が定める納付日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

#### (補助金の経理)

第21条 補助事業者は、補助事業にかかる経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

#### (調査等)

第22条 知事は、補助金の交付に関して必要があると認めるときは、補助事業者に対して関係書類の提出を求め、事情聴取または訪問調査等を行う。

- 2 補助事業者は、前項に定める知事の調査等に協力しなければならない。

#### 附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和2年3月17日から施行する。

別表

補助対象経費	人件費（給与、賞与、超過勤務手当、通勤手当、役職手当等の諸手当、社会保険料のうち事業主負担分）
補助率	補助対象経費の10分の8
補助限度額	300万円／人
補助対象期間	高度専門人材を新規雇用した日から起算して6カ月以内
補助対象人数	1事業者につき2人まで

※ 補助対象経費等に疑義が生じた場合は、労働政策課に事前に協議し、了承を得ること。